

平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金 補助対象事業の募集について (案)

1 目的

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助事業を広く県民から募集する。

2 募集期間

平成25年1月4日(金)から平成25年1月25日(金)まで

3 対象団体 (水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱 (以下、「交付要綱」という) 第3条)

次の要件を全て満たす団体とする。

- ・ 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること
- ・ 団体規約等を有すること
- ・ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ・ 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと
- ・ 神奈川県知事が交付する補助金等を受けていない団体であること
- ・ 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

4 対象事業 (交付要綱第5条)

次の事業区分のいずれかに該当する事業 (一つの団体が複数の事業を申請することも可)

(1) 特別対策事業区分

実行5か年計画に位置付けられている特別対策事業に類する事業 (県内水源保全地域で行われ、3年以上継続して実施する見込みがあること)

(2) 普及啓発・教育事業区分 (神奈川県内または県外水源保全地域で行われること)

神奈川県民 (在勤・在学を含む) を対象に実施するもので、水源保全地域における現場での活動プログラムや現場での経験に基づく学習プログラムを有する施策大綱の趣旨に合った事業

(3) 調査研究事業区分

神奈川県の水源環境保全・再生に資する施策大綱の趣旨に合った事業

(4) 資機材の購入

上記(1)～(3)における事業実施に係る資機材の購入

5 補助金の条件等 (交付要綱別表第2及び第3)

(1) 補助期間

補助部門	補助期間の限度
定着支援部門	3年
高度化支援部門	5年

※定着支援部門から高度化支援部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助する。

(2) 補助上限額

部門	申請区分	補助率	上限額	対象経費	控除経費
定着支援部門	1 森林の保全・再生事業	10/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:10万円 ②1ha以上3ha未満:30万円 ③3ha以上:50万円	事業の実施に直接要する経費(参加者への交通費など)※ <u>弁当代等の食糧費は対象外</u>	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入
	2 間伐材の利活用促進事業	同上	50万円		
	3 河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上		
	4 その他の特別対策事業	同上	同上		
	5 普及啓発・教育事業	1/2以内	20万円		
	6 調査研究事業	同上	50万円		
	7 資機材の購入※1	※2	20万円		
高度化支援部門	1 森林の保全・再生事業	8/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:20万円 ②1ha以上3ha未満:60万円 ③3ha以上:100万円		
	2 間伐材の利活用促進事業	同上	100万円		
	3 河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上		
	4 その他の特別対策事業	同上	同上		
	5 普及啓発・教育事業	1/2以内	40万円		
	6 調査研究事業	同上	100万円		
	7 資機材の購入※1	※2	50万円		

※1 チェンソーや刈払機等の購入を希望する場合は、安全講習会の修了証明書に類するもの取得または取得予定であることが要件。但し、定着支援部門においては補助対象外。

※2 補助率は申請区分1～4に係る資機材は10/10(高度化支援部門にあっては8/10)、申請区分5・6に係る資機材は1/2。

6 提出書類

- ①水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書
- ④団体調書 ⑤団体の定款又は規約及び会員名簿 ⑥事業の実施に係る位置図
- ⑦事業実施に必要な地権者等の同意に係る状況が分かる書類

※ これらのほかに団体の活動が分かる資料があれば、A4判サイズにそろえて5枚以内にコピーしたものを添付する。

※ 様式及び申請書の記入例は、各地域県政情報コーナー等に配架し、また、県のホームページにも掲載する。

7 審査・選考方法（平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準）

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助事業は、事務局による予備調査及び「市民事業専門委員会」の委員で構成する選考会を経て選定する。なお、前年度から引き続き行う事業については補助事業実施初年度において既に書類による選考を経ているため、1次選考は内容の再確認とし、2次選考で選考することとする。

- (1) 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、又は法令等の観点から実施可能かについて確認する。
- (2) 1次選考(予定：2月15日(金)) 第1回選考会を開催し、書類審査により1次選考を行う。
- (3) 2次選考(予定：3月9日(土)) 公開プレゼンテーション及び第2回選考会を開催し、採択事業を選定する。

※ 選考会は非公開で行う。

※ 公開プレゼンテーションは、平成24年度補助事業報告会を兼ねる。

※ プレゼンテーションの対象事業については3月1日(金)頃に、選考の最終結果については3月中旬に各団体あて郵送にて通知する。

8 選考基準（平成25年度水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準）

部門の視点と事業の選考基準により選考を行う。

(1) 部門の視点

部門	視点
定着支援	新たに取り組む事業でNPO等の定着した活動が期待できるか。
高度化支援	これまでの経験を活かしたもののか、また自主財源の確保が確実に見込めるなど、団体のスキルアップ・自立化が期待できるものか。

(2) 事業の選考基準（5項目各5点）

項目	申請区分	視点	主なチェックポイント
目的	共通	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的が5か年計画及び施策大綱に合うものか ・市民団体としての特性（地域性・柔軟性・自発性・専門性等）を発揮できる事業か ・課題、事業効果は明確となっているか ・超過課税が財源である事業との認識が感じられるか ・<u>県が行う水源環境保全・再生施策の広報に協力する認識があるか</u>
	間伐材	間伐材の利活用の促進が図れるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・再生事業とは別立ての事業とすべきか ・間伐する材の種類や量が明確か ・活用方法・活用先が明確か。 ・活用に創意工夫が見られるか
効果	普及啓発・教育	県民に水源環境保全・再生の必要性を伝えるものか。目的や対象が明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が水源環境保全再生・施策について理解しているか ・水源環境保全・再生の必要性を伝えるプログラム構成か ・対象者に応じたわかり易い内容となっているか ・受講者の募集に工夫・配慮がなされているか

	調査研究	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与するものか。調査・研究のステップが明確化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策に係る課題が明確となっているか ・課題に対する適切な研究内容となっているか ・課題の解決と連動した研究内容となっているか ・調査結果の公表や活用についてのビジョンはあるか ・研究成果を出すための適切な期間設定がなされているか
	上記以外	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれるものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・5か年計画の特別対策事業と同様の効果を見込んでいるか ・効果を高めるための創意工夫が見られるか。 ・地域における課題やニーズを的確に捉え、それに対応する事業となっているか。
実現性	共通	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・団体としての活動状況、組織構成等から事業遂行能力があると判断できるか。 ・事業実施に必要な実施体制が整っているか ・事業内容に応じた適切な予算計上となっているか。また、予算の積算は妥当か ・事業実施可能な適切なスケジュールになっているか ・安全面への配慮がなされているか
継続性	共通	将来にわたり継続して実施が可能か。(定着)	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドの確保は出来ているか ・事業を継続できる実施体制が整っているか。 ・自主財源の確保に対する意識が高いか
		これまでの経験を活かした団体のスキルアップや、自立化に向けた自主財源の確保が見込めるか。(高度化)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業に類する活動実績が十分であるか ・実施事業への専門知識や技術をもっているか ・事業のスキルアップに対する意識が高いか ・事業収入、会費などの安定的な収入が見込めるか
今後の展開	共通	今後の広がりや深まりなど発展が見込まれるものか。(定着)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のステップアップが期待できるか ・事業を拡大するため創意工夫は見られるか ・積極的な広報が期待できるか
		上記に加え、他分野や他地域等への波及効果が見込まれるものか。(高度化)	<ul style="list-style-type: none"> (上記に加え) ・課題解決のためのモデル的・先進的な事業であるか。 ・会員数・財政など団体の自立に向けての考え方が明確か ・補助金終了後も事業を継続(展開)していく方策があるか

※「間伐材」とは、「間伐材の利活用促進事業」のことを指す。

9 補助事業の決定・支払

補助金の交付決定は、選考会の結果を踏まえて平成25年4月上旬に行う。

決定された事業については、次の書類(A4サイズで1～4枚程度)を提出する。

(1) 中間報告(平成25年10月19日まで)

①実施状況報告書(9月末締め) ②中間収支計算書(9月末締め)

(2) 実績報告(対象事業が終了してから20日以内)

①実績報告書 ②結果報告書 ③収支計算書

※ (1)及び(2)ともに、事業に係る領収書、出納簿等の確認を行う。

(3) 補助金の支払い

原則として、実績報告書及び精算払請求書に基づく精算払いとする。

10 事業報告について

事業の進捗状況や成果等の確認のため、交流会でのパネル展示やプレゼンテーションによる事業報告を求める。(補助事業が終了していない場合であっても出席を求める。)

11 情報の取扱

申請された事業の申請書及び事業計画書、並びに交付決定を受けた事業に関する書類(実績報告など)は県のホームページ等を通じて公表する。

